

改正

平成25年 3月29日 告示第80号

平成27年 3月30日 告示第82号

平成28年 6月 1日 告示第246号

令和 4年 3月 3日 告示第37号

花巻市農商工連携事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域の農畜産物を活用した新たな付加価値を生み出すビジネスを創出することにより、地域産業の活性化を図るため、市内の事業者が新たに花巻産農畜産物を活用した加工品を開発し、又は加工施設を整備する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

**第2条** 事業の実施主体は、市内に事務所若しくは事業所を有し事業を営むもの（以下「市内事業者」という。）又は市内事業者により組織される団体（以下「市内グループ」という。）とする。

(補助金の交付)

**第3条** 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする市内事業者又は市内グループ（以下「補助事業者」という。）は、対象事業に関し事前に市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項による申請内容を別表第2に掲げる要件等について審査するとともに、同表に掲げる項目について評価し、補助金の交付が適当と認めた場合は、これを承認するものとする。

4 前項による承認にあつては、市長が別に定める支援機関等による事業計画の作成支援を受けたことを条件とする。

5 一の補助事業者が第3項の承認を受けることができる回数の範囲は、別表第1に掲げ

る回数を限度とする。

6 補助事業者は、同一の対象事業について、市の他の補助金の交付を併せて受けることはできない。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第3項による承認を受けた補助事業者が対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の総額に別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1千円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額）とし、同表に掲げる額を限度とする。

(運営状況報告書の提出)

**第5条** 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間運営状況報告書を市長に提出しなければならない。ただし、加工品開発事業については、この限りでない。

(改善指導)

**第6条** 市長は、前条の運営状況報告書に基づき補助事業者の運営について改善の必要があると認める場合は、指導助言を行うものとする。

(提出書類等)

**第7条** この要綱及び規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表第3のとおりとする。

(承認の取消し)

**第8条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その承認又は交付の決定（以下「承認等」という。）を取り消すことがある。

- (1) 第2条に規定する事業実施主体としての要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認等を受けたとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(書類の整備)

**第9条** 補助金の交付を受けた補助事業者は、対象事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日告示第80号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月30日告示第82号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月 1 日告示第246号）

この告示は、告示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

対象事業	補助対象経費	補助率	限度額	限度回数
加工品開発	花巻産農畜産物を活用した加工品の開発及び販路開拓等に要する経費であって次に掲げるもの (1) 原材料費、機械装置等のレンタル、リース経費、外注加工費、試作開発費、検査分析費その他試作品開発に要する経費 (2) 調査研究費その他市場評価の実施に要する経費 (3) 広報宣伝費、展示会等出展費その他販路開拓に要する経費 (4) 共通経費等（直接人件費を除く。）	2 分の 1	200万円	一の補助事業者につき 1 回とする。ただし、継続して事業実施する場合は、一年度内 1 回とし、連続する三年度内の 3 回までとする。
加工施設・機械整備	花巻産農畜産物を活用した加工品の開発に必要な加工施設及び機械等の整備に要する経	3 分の 1	100万円	一の補助事業者につき 1 回とする。

	費			
--	---	--	--	--

別表第2（第3条関係）

対象事業	採択要件	評価項目
加工品開発	製造する加工品の主な原材料又は加工品を特徴付ける原材料が、花巻産農畜産物であること。この場合において、花巻産農畜産物は、契約栽培等による安定した原材料の供給ができることを証明すること。	1 新規性・独自性 2 具体性・現実性 3 市場性 4 地域活性化への波及効果
加工施設・機械整備	製造する加工品の主な原材料又は加工品を特徴付ける原材料が、花巻産農畜産物であり、かつ、事業主体が、第一次産業（農業、林業等）に従事する市内事業者又は市内グループであること。	

別表第3（第7条関係）

条項	提出書類	様式	提出期限
第4条第2項の規定による書類	花巻市農商工連携事業承認申請書	第1号	事業を開始する前1月以内
規則第3条の規定による書類	花巻市農商工連携事業補助金交付申請書	第2号	事業完了後1月以内
規則第11条第1項の規定による書類	花巻市農商工連携事業承認事項変更（中止・廃止）申請書	第3号	変更又は中止若しくは廃止しようとする日の30日前
規則第12条第1項の規定による書類	花巻市農商工連携事業補助金請求書	第4号	交付決定を受けた日から起算して1月以内
第5条の規定による書類	花巻市農商工連携事業運営状況報告書	第5号	毎年度終了後1月以内